



会長挨拶

令和3年も押し詰まってきました。皆さんはいかがお過ごしでしょうか。昨年、今年とコロナ禍に振り回された年が続きました。皆さんの施設でもクラスターの発生など、まったく今までの日常とは異なる日々が続き、緊張に震えるような瞬間もあったのではないのでしょうか。幸い9月末で緊急事態宣言が終了して以降、落ち着いた状況が続いています。ワクチン接種も進みましたので、新規感染者は劇的に減少しています。警戒を緩めてはいけませんが、少しずつ日常を取り戻したいものです。共助会も今後の行事は状況を見極めながら徐々にコロナ前に戻したいと考えています。

さて、理事会で生活資金貸付事業の見直しをいたしました。生活資金貸付事業は共助会が始まって以来続けている事業ですが、今まで少なかった滞納が目立つようになりました。そこで、償還方法を中心に見直しを図りましたが、これは新しく借り入れをする方々が対象で、現在返済中の方々は対象外ですので、誤解のないようにお願いします。詳しくは今号をよくご確認ください。

共助会はこれからも不断に事業の見直しを行って時代に遅れることのないように、いたずらに利益を追うことなく、加入者の皆さんのお役に立てる組織として、そして本県の社会福祉事業を支える組織であり続けたいと願っています。これからも皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



共助会会長 **井上 峰夫**

▶ 今後のスケジュール(予定)

令和4年3月14日(月) 臨時総会並びに長期在籍会員顕彰式の開催

「臨時総会」では、令和4年度事業計画・予算について皆様にご審議頂きます。
「長期在籍会員顕彰式」では、共助会在籍期間が25年を迎えた方々を表彰します。

令和4年1月28日(金) 研修事業の実施

生活資金貸付事業の見直しに関するご説明を中心に、共済報酬月額算定基礎届の手続きやその他事業についてお話しいたします。この機会に是非ご参加下さい。

※双方とも新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止とさせて頂く場合があります。



令和4年4月1日から

生活資金貸付事業が変わります

(9月29日理事会決議)

〈経緯〉

生活資金貸付事業の原資は、皆さんからお預かりした掛金の一部をあてています。最近、貸付金の返済に滞納が目立つようになりました。この滞納が、退職一時金支給の支障になってはいけません。

そこで、共助会は種々検討を重ねて、事業の見直しを図ることとしました。

変更点



1. 貸付限度額

退職一時金の範囲内で

上限300万円 ➡ **上限200万円**

2. 返済方法

個人口座振替 ➡ **給与天引き** (施設口座振替)

3. 申込受付サイクル

月2回

(10日・25日受付、実行)

➡ **月1回**

(10日受付、25日実行)

4. 延滞利息

年利10.95% ➡ **年利3%**

5. 延滞6ヶ月間後の対応

最初の返済遅延日から6ヶ月間返済されない場合、契約解除

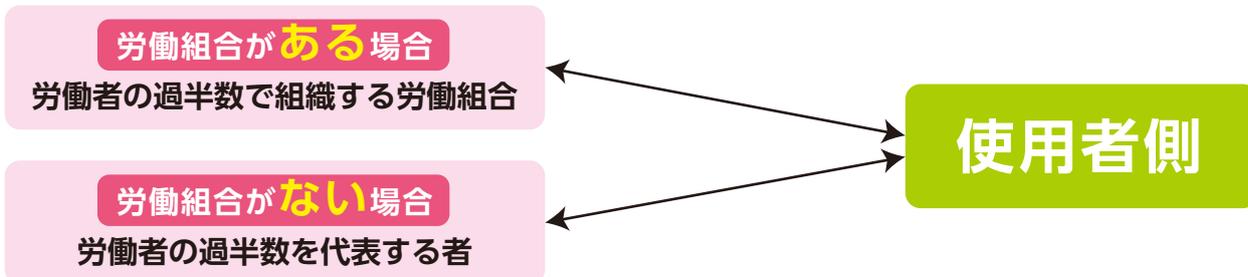
6. 資金用途

借入金・ローンの返済の為の借入れは不可

労使協定

令和4年4月1日(令和4年3月26日受付分)以降、実行する貸付金の返済方法は、「給与天引き」のみとなります。なお、返済金を給与天引きするときは、「労使協定」が必要になります。

① 労使協定について (詳細は、労働基準法 第24条第1項参照)



② 注意点

- (1) 労使協定書(書面)は、施設で保管。労働基準監督署への報告・許認可は不要です。
- (2) 令和4年3月31日(令和4年3月25日受付分)までの貸付金返済方法は、**個人口座振替で変更ありません。**

生活資金貸付給与天引きに関する【Q&A】



Q 現在借入中または令和4年3月31日までに借入れする職員がいる場合、労使協定は必要？

A **不要です。**ただし、返済方法を給与天引きに変更を希望される場合は必要です。



Q 生活資金貸付を返済中、他の施設に異動になった場合の手続きは？

A 令和4年4月1日以前のお借入れか否かで手続きが違います。
① 令和4年3月31日までの借入れの場合 ⇒ **不要です。**
② 令和4年4月 1日以降の借入れの場合
⇒ **新施設から借換えの手続きが必要です。**
(旧施設からの「生活資金貸付金相殺のお願い」添付要)



Q 施設の返済口座を「掛金引落口座」で使用する場合は、「口座振替依頼書」の提出は不要？

A **必要です。**施設の印鑑と職員の印鑑を押印して、借換え申し込み書類と一緒に提出して頂きます。



会員数27万人を突破!

福利厚生

「ソウェルクラブ」への加入をお勧めします!!

「ソウェルクラブ(正式名称:福利厚生センター)」は社会福祉事業に従事する方々の福利厚生の増進を図ることを目的に設立された組織です。福利厚生事業を全国規模で共同化することにより、規模のメリットを最大限に活かした多種多様な福利厚生サービスを提供しています。



よく利用されているサービス事業

健診費用助成

30歳以上の会員が生活習慣病予防健診等を受診した場合に、検査項目に応じて助成します。

最大4,000円の補助!

事業主様の声

毎年、従業員には健康診断を義務付けているので、費用の助成があると助かります。

健康生活用品給付

毎年、全会員に健康生活に関わる品物の中から希望する1品をお届けします。



不織布マスクと消毒液のセット

全40品目

会員交流事業の斡旋

非日常の世界に触れることで心身共にリフレッシュされ、仕事へのモチベーションが高まります。



大相撲一月場所

通常価格 10,500円
会員優待価格 5,000円

オペラ座の怪人

通常価格 12,100円
会員優待価格 6,000円



なかなか手に入りづらいチケットを優待価格で斡旋します。



各種講習会

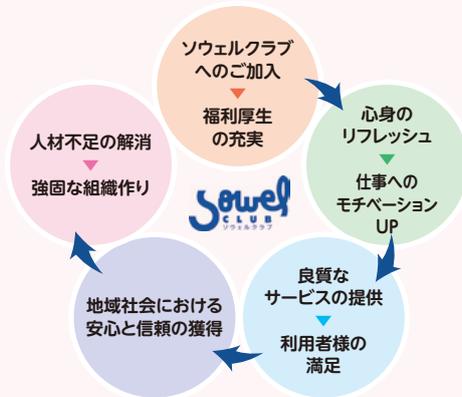
職員の資質向上にご活用ください。

研修に最適、原則無料!



オンライン研修の様子

加入のメリット



ご連絡、お待ちしております。



年会費 (お1人様あたり)

オススメ

第1種会員 10,000円 常勤・非常勤加入可
第2種会員 5,000円 非常勤のみ加入可
※一部のサービスのみ利用可

加入のお申し込み・福利厚生に関するご相談は

0120-292-711

社会福祉法人 福利厚生センター まで



福利厚生センター ホームページ

資産運用報告

令和3年9月末現在 資産運用状況

(単位:円)

資産	取得価額	時価	評価損益
国内債券	3,374,473,762	3,678,525,700	304,051,938
国内株式	129,458,124	270,326,288	140,868,164
外国債券	13,015,747,900	13,718,123,605	702,375,705
外国株式	1,806,219,822	3,278,336,257	1,472,116,435
オルタナティブ	3,063,826,949	3,489,931,143	426,104,194
その他	1,469,865,446	1,469,799,526	△65,920
資産合計	22,859,592,003	25,905,042,519	3,045,450,516

「充足率100%を達成しました。」

共助会は、公益法人改革に対応して千葉県から公益法人の認定をいただき、現在の姿で運営を続けていますが、その頃から日本銀行の低金利政策が始まったため従来の方法、即ち国債を中心とした安定的な資産運用では十分な利息を得ることが困難になってしまいました。そこで共助会はポートフォリオの大幅な見直しを行い、海外投資に目を向けるとともに伝統4資産以外の投資(オルタナティブ投資)を取り入れるなど工夫を重ねて充足率の向上に努めてきました。

世界に新型コロナウイルスが蔓延して以来、各国政府はコロナ禍後を見越して大幅な景気刺激策を採用しています。そのため市場に溢れた資金が株式に集まって、实体经济以上の株高な状況が現出しています。共助会もその利益を享受して保有資産を増加させています。今年度8月以降、共助会は充足率100%を達成しています。

しかし、これは現在共助会の保有する資産の時価評価によるものであり、時と共に変化するものです。今後も安心することなく、油断することなく慎重に資産運用を続けていきます。

充足率 = $\frac{\text{運用資産の時価総額}}{\text{要支給額}}$

時価総額 25,905,042,519
要支給額 25,831,844,835

100%